■　地区のみなさんと市がともに考え、地元案ができるまで

	段　階	**地区のみなさんがすること**	市がすること
初動期	まちづくりのためのルールを作れないかとの発意（提案）	行政等への相談	地区計画が有効な手法か否か検討
	まちづくり制度の勉強	勉強会などの開催	・地区計画制度の説明 ・アドバイザー派遣
初期	組織づくり	地区計画に取り組む組織（世話役）をつくる	他の地区の事例等を紹介 まちづくり活動費の助成（組織結成後地元へ）
	住民の皆さんのまちづくりに対する意向などを把握	１回目のアンケート調査を実施（地区外の関係権利者も対象、２回目も同様）	アンケートの内容・実施方法の助言（地区外の関係権利者への郵送、集計への協力）
	意向調査結果にもとづく取り組み方針の決定（意見交換会等の開催）	１回目のアンケート調査結果から、地区計画の導入に向けた取り組みを行うか否か、全体集会を開催し、今後の取組み方針を決定	・取り組み方針の決定・周知方法の助言 ・全体集会に出席し、詳細な内容について助言（質疑応答）
地元案の作成	地区に必要なルール案の検討	どのようなルールが当地区に必要か、住民等は何を求めているか検討し、地元案のベースを決定	地区計画で決定できる内容か否か、方法が適当か否か助言
	地元案を作成するための意向調査を実施	地区計画として決定する具体的なルールについて、住民の意向確認のための２回目のアンケート調査を実施	・アンケートの内容・実施方法の助言（地区外の関係権利者への郵送、集計への
	地元案の決定と周知（意見交換会等の開催）	２回目のアンケート調査結果に基づき、地元として決定したい地区計画案を作成し、周知を図り、全体集会を開催して地元案として市への申し入れの承認を得る	・地元案の決定・周知方法の助言 ・全体集会に出席し、都市計画法上の技術的な内容について助言（質疑応答）
	市への申し入れ	全体集会で承認を得た地元案を都市計画決定するよう市長に申し入れ	地元案を受理